

○美郷町建設工事等入札制度実施要綱

平成16年11月1日訓令第36号

改正

平成17年7月1日訓令第5号
平成18年3月31日訓令第4号
平成19年3月26日訓令第2号
平成20年4月9日訓令第13号
平成21年3月25日訓令第5号
平成22年8月1日訓令第18号
平成23年9月1日訓令第14号
平成24年4月19日訓令第10号
平成24年12月7日訓令第18号
平成27年3月31日訓令第5号
平成28年12月20日訓令第31号
平成29年10月1日訓令第20号
平成30年3月27日訓令第8号
令和3年3月 日訓令第 号

美郷町建設工事等入札制度実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、美郷町財務規則（平成16年美郷町規則第42号）に定めるもののほか、町が発注する建設工事又は製造その他の請負、及び建設コンサルタントその他の委託、並びに物品等の購入（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約について、適正化の確保及び入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査等)

第2条 町長は、入札に参加しようとする者に対し、美郷町入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

- 2 申請書の提出先は、総務課とする。
- 3 申請書の提出部数は、1部とし、提出期限は別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- (3) 測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務（建築一般のみ）にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の1の規定による登録を受けていない者
- (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
(等級格付)

第3条 等級格付は、秋田県知事の格付の審査結果を準用する。

(指名の基準)

第4条 指名競争入札の指名は、建設工事又は製造その他の請負については別表第1の左欄に掲げる種類の工事に係る格付を受けた者、建設コンサルタントその他の委託については、別表第4の左欄に掲げる業務に対応する入札参加資格を受けている者のうちから指名するものとする。

- 2 入札に付する工事の請負対応額に対応する別表第2等級別発注標準表の等級に格付された者のうちから、別表第3に定める指名数を指名する。ただし、特別な技術を要する工事を施工する場合又は工事の種類、内容若しくは建設業者の能力等を勘案し、これにより難しいと認められる場合はこの限りでない。なお、この場合においては、適正な競争力の確保を図るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入札に付する工事の請負対応額に対応する等級に格付された者以外の等級に格付された者のうちから指名することができる。
 - (1) 災害等により緊急を要する工事
 - (2) 特別の施設又は技術を要する工事

(3) 入札に付する工事の請負対応額に対応する等級に格付された者の数が極めて少ないとき。

4 指名においては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 建設業許可の状況
- (2) 信用度
- (3) 工事实績
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 当該工事の地理的状況
- (6) 技術者の状況
- (7) 当該工事施工についての技術的適性
- (8) 機械器具の保有状況等
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況

(入札参加資格の基準)

第4条の2 一般競争入札を実施する場合における入札参加資格については、前条の基準に準じて要件を設定するものとする。

2 一般競争入札の実施については、別で定める。

(入札資格審査会)

第5条 指名業者の選定等について審議するため、入札資格審査会又は部会を置く。

2 入札資格審査会は、建設工事及び物品の購入に関しては、予算額又は実施設計額が500万円以上、建設コンサルタントその他の委託に関しては予算額又は実施設計額が300万円以上の場合において審議する。ただし、特殊な技術を要するなど特別な事情がある建設工事等の場合は、この金額によらず審議するものとする。

3 入札資格審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 副町長

委員 総務課長、建設課長、関係課長

4 部会は、実施設計額130万円以上500万円未満の建設工事又は製造その他の請負、並びに1件50万円以上300万円未満の測量、設計、調査

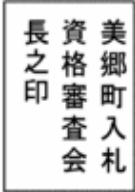
の建設コンサルタントその他の委託、及び1件80万円以上500万円未満の物品の購入について審議する。

5 部会の構成は、次のとおりとする。

部会長 主管課長

部員 参事、主管担当班長、担当上席主査

6 入札資格審査会長の公印は、次のとおりとする。

公印の名称	形状	寸法 (ミリメートル)	書体	管理者	用途	個数
入札資格審査会長印		方1.8	篆書	総務課長	一般文書用	1

(招集)

第6条 入札資格審査会は、必要に応じ会長が招集し、会議を総理する。

ただし、会長に事故あるときは総務課長が、総務課長に事故あるときは建設課長が会長の職務を代行する。

2 部会は、必要に応じ主管課長が開催する。

(見積内訳明細書)

第7条 入札前に指名業者に対し、入札に付する工事に係る見積内訳明細書を提出させるものとする。

(指名停止)

第8条 町長は、別に定める「美郷町建設工事等入札参加者指名停止基準」に該当すると認められる業者については、入札資格審査会の審議を経て、当該業者に対し期間を定めて指名を停止することができる。

(予定価格)

第9条 予定価格の事前公表については、別に定めるものとする。

(庶務)

第10条 入札資格審査会の庶務は、総務課において行うものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第11条 町長は、4月1日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事及び建設コンサルタント業務（予定価格が建設工事においては130万円を超えないと見込まれるもの、建設コンサルタント業務においては50万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって秘密にする必要があるものを除く。）に係る次の事項を公表するものとする。

(1) 建設工事又は建設コンサルタント業務の名称、場所、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期又は契約を締結する時期

2 前項の規定による公表は、美郷町ホームページへの掲載及び役場本庁舎総務課の閲覧場所に掲示して行うものとする。

3 町長は、10月1日を目途として、第1項に規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を前項の例により公表しなければならない。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第12条 町長は、次の掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 入札に参加する者を指名する場合の基準

2 町長は、建設工事又は建設コンサルタント業務（予定価格が建設工事においては130万円を超えないと見込まれるもの、建設コンサルタント業務においては50万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号から第6号までに掲げる事項にあつては、契約締結前に公表することを

妨げない。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
 - (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びそのものを参加させなかった理由
 - (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びそのものを指名した理由
 - (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (7) 予定価格
 - (8) 調査基準価格
 - (9) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (10) 建設工事又は建設コンサルタント業務の名称、場所、種別及び概要
 - (11) 工事及び業務着手の時期及び完成の時期
 - (12) 契約金額
 - (13) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 町長は、前項の建設工事又は建設コンサルタント業務について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第10号から第12号までに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
- 4 前各項の公表は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する

日まで、閲覧台帳により行うものとする。

- 5 閲覧しようとする者は、入札結果等閲覧者名簿に住所、氏名等を記入しなければならない。

(その他)

第13条 この訓令で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日訓令第5号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月9日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月1日訓令第18号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日訓令第14号)

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月19日訓令第10号)

この訓令は、平成24年4月19日から施行する。

附 則 (平成24年12月7日訓令第18号)

この訓令は、平成24年12月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日訓令第31号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の美郷町建設工事等入札制度実施要綱に基づく、資格審査等の手続及びその他の行為は、この要綱の施行期日前においても行うことができる。

附 則 (平成29年10月 1 日訓令第20号)

この訓令は、平成29年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年 3 月27日訓令第 8 号)

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月18日訓令第 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

格付工種と発注工事種別との対応表

格付工種	発注工事種別	発注工事の例示	建設業法の工種
一般土木工事	一般土木工事	トンネル工事 橋梁工事 ダム 工事 護岸工事 下水道工事 (本管理設) 圃場 整備工事 農業用排水路工事 (幹線)	土木一式工事
		コンクリートブロック据付工事 土工事 掘削・盛土工事 コンクリート工事 地すべり防 止工事 (土留工等) 地盤改良工事 道路付属物設置 工事 (防雪柵設置工事 雪崩予 防柵設置工事) 杭工事 捨石 工事	とび・土工 コンクリ ート工事 (※)

	プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリート工事(※) PC床版工事 PCスノーシェッド等工事	
	グラウト工事	ボーリンググラウト工事	
	しゅんせつ工事	港湾・河川しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
法面工事	法面処理工事	コンクリート・モルタル吹付工事 植生吹付工事 法枠工事 グランドアンカー工事	とび・土工 コンクリート工事
建築一式工事	建築一式工事	建物の新築 増改築工事	建築一式工事
電気工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事 送配電設備工事 構内電気設備工事 ロードヒーティング工事	電気工事
給排水 暖冷房 衛生設備工事	給排水 冷暖房 衛生設備工事	暖冷房設備工事 厨房設備工事 浄化槽工事 給排水給湯設備工事 管内更生工事	管工事

		無散水設備工事 空気調和設備工事	
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 鋼スノーシェッド工事 貯蔵用 タンク設置工事 防雪柵設置工事（工場製作）	鋼構造物工事
舗装工事	舗装工事	アスファルト コンクリート ブロック舗装工事	舗装工事
一般塗装工事	一般塗装工事	建築塗装工事 ライニング工事 鋼構造物塗装工事	塗装工事
路面標示工事	路面標示工事	路面標示工事	
機械器具設置工事	機械器具設置工事	エレベータ設置工事 集塵機器 設置工事 舞台装置設置工事 遊戯施設設置工事 揚排水機器 設置工事 給排気機器設置工事 プラント設備工事 内燃力発電 設備工事 ダム用仮設備工事 沈砂池機械設置工事 汚水ポン プ設備工事 反応タンク設備工事（単体） 脱水設備工事（単体）	機械器具設置工事
電気通信工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ 通信設備工事	電気通信工事

		放送機械設置工事 空中線設備工事	
造園工事	造園工事	植栽工事 景石工事 広場工事 園路工事 公園設備工事	造園工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸 築造工事 揚水設備工事 温泉 掘削工事 さく孔工事 集排水 ボーリング 集水井 無散水融雪施設（揚水 井、還元井）	さく井工事
水道施設工事	上水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事	水道施設工事
	下水道施設工事	下水処理施設工事（沈澱池、反 応タンク設備等） 下水汚泥処理設備工事（濃縮・ 消化・脱水設備等） 圧送施設工事 下水集水設備工 事	
その他工事	その他工事	大工工事 左官工事 石工事 鉄筋工事 屋根工事 タイル・レンガ・ブロック工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 内装仕上工事 熱絶 縁工事 建具工事 消防施設工事 清掃施設工事	大工工事 左官工事 石工事 鉄 筋工事 屋根工事 タイル・レ ンガ・ブロ

		解体工事	ック工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 内装仕上工事 熱絶縁工事 建具工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事
--	--	------	--

※「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は、「土木一式工事（建設業法上の工種）」に該当する。

別表第2（第4条関係）

等級別発注標準表

等級	一般土木 工事	建築一式 工事	舗装工事	電気工事 一般塗装 工事 鋼構造物 工事 給排水冷 暖房 衛生設備 工事 造園工事	左記以外 の工事
A	金額の区 分なし	金額の区 分なし	金額の区 分なし	金額の区 分なし	金額の区 分なし
B	3,000万円 未満	4,000万円 未満	1,500万円 未満	1,000万円 未満	
C	1,000万円 未満	1,500万円 未満			
その他	130万円未 満	130万円未 満	130万円未 満	130万円未 満	130万円未 満

別表第3（第4条関係）

設計額	指名数
500万円以上	5人以上
500万円未満	3人以上

別表第4（第4条関係）

第1欄（業務の種類）	第2欄（業務の概要）	第3欄（業務の内容）
測量業務	土地の測量（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）を行う業務	測量一般、地図の調整、航空測量
土木関係建設コンサルタント業務	土木に関する工事の設計、土木に関する調査、企画、立案又は助言を行う業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、発電土木道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上水道及び工業用水道下水道、農業土木、森林土木都市計画及び地方計画
建築関係建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計及び監理、工事に関する調査、企画、立案又は助	建築一般、意匠、建築構造、暖冷房、衛生電気、建築積算、

	言を行う業務	機械設備積算、電気設備積算、調査、建築設備
補償コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
地質調査業務	地質又は土質について調査、計測、解析、判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務	地質調査
環境調査業務	環境全般について調査、計測、解析、判定を行う業務	騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査その他